

第2回医療計画策定委員会で委員から提出された御意見と御意見への回答【西三河南部西医療圏】

医療計画（圏域項目）	御意見	回答
1 地域の概況 （1）人口 （2）将来推計人口 （3）外国人割合 （4）人口動態 （5）主な死因別死亡数、率 （6）住民の受療状況	なし	
2 保健・医療施設	西尾市の歯科診療所数が46か所となっていますが、歯科医師会所属の歯科医院として60か所以上あると把握しています。この差はどういうことでしょうか。	御指摘とおり、西尾市の歯科診療所の数「46」を「69」に改めます。合わせて、すべての施設数について、令和4年10月1日時点の確認を行い、修正しました。（計画発行時には、令和5年10月1日時点の施設数に置き直します。）
3 圏域の医療提供体制 （1）がん対策	なし	
（2）脳卒中対策	なし	
（3）心筋梗塞等の心血管疾患対策	なし	
（4）糖尿病対策	なし	
（5）精神保健医療対策	なし	
（6）救急医療対策	「表12-9-15 第1次・第2次・第3次の救急医療体制」中の、安城市休日夜間急病診療所（歯科）の第1次救急医療体制において、休日夜間及び平日夜間の「○」を「一」へ修正 P10西尾市休日診療所の診療科を「外科」から「歯科」に修正してください。 西尾市の在宅当番医制の診療科を「歯科」から「内科以外」に修正してください。ただし、「内科以外」という記載については、西尾市は外科のみでなく、皮膚科等の診療科目も入っているため、この記載としましたが、他市も同じ内容であえて「外科」に統一されているということでしたら、そのように修正してください。	御指摘とおり、安城市休日夜間急病診療所（歯科）の第1次救急医療体制の休日夜間及び平日夜間の「○」を「一」に改めます。 御指摘とおり、西尾市休日診療所の診療科を「外科」から「歯科」に改めます。また、西尾市の在宅当番医制の診療科を「歯科」から「外科等」に改めます。
（7）災害医療対策	なし	
（8）へき地保健医療対策	なし	
（9）周産期医療対策	母子保健法改正により、「子育て世代包括支援センター」が「こども家庭センター」に統合することが努力義務となったため、今後の方針中、「子育て世代包括支援センター」を「子育て世代包括支援センターやこども家庭センター」に表記を改める	児童福祉法及び母子保健法が改正され（令和4年6月成立。令和6年4月1日施行。）、市区町村は、こども家庭センター（子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。）の設置に努めることとされましたので、御意見を踏まえ、記載内容を見直したいと思います。
（10）小児医療対策	なし	
（11）新興感染症発生・まん延時における医療対策	・医療措置協定について、西三河南部西医療圏における数値目標は設定されていますか。 ・意向調査結果を踏まえて、今後どのように西三河南部西医療圏の調整を図りますか。医療計画策定委員会において医療措置協定の議論がなされるのでしょうか。	・医療措置協定医療機関の目標数は、現在、感染症対策課においてとりまとめ中であり、当医療計画策定までには提示される予定です。提示あり次第、当計画に記載します。 ・令和5年7月18日付けで、県保健医療局長から県感染症予防計画の策定及び医療措置協定締結等に先立つ調査について通知されたところであり、今後、県感染症予防計画は県感染症対策連絡協議会及び県医療審議会等において、意見を頂き策定していくこととなります。 なお、医療計画策定委員会において、御意見を頂いた場合は、県保健医療局へ伝達いたしますが、医療措置協定に関する具体的な議論は主に県保健医療局・感染症対策局と行っていただくこととなります。
（12）在宅医療対策	なし	
4 その他の意見	なし	御指摘とおり、医療機関の表記を改めます。